

香川県立五色台少年自然センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第6号

香川県立五色台少年自然センター規則の一部を改正する規則

香川県立五色台少年自然センター規則（平成19年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
研修室使用料 大研修室	9時から17時までの間1時間当たり	<u>830円</u>	研修室使用料 大研修室	9時から17時までの間1時間当たり	<u>760円</u>	
	17時から21時までの間1時間当たり	<u>1,110円</u>		17時から21時までの間1時間当たり	<u>1,010円</u>	
第1研修室	1時間当たり	<u>150円</u>	第1研修室	1時間当たり	<u>140円</u>	
第2研修室	1時間当たり	<u>150円</u>	第2研修室	1時間当たり	<u>140円</u>	
第3研修室	1時間当たり	<u>150円</u>	第3研修室	1時間当たり	<u>140円</u>	
宿泊施設使用料 一般	1人につき1泊	<u>1,020円</u>	宿泊施設使用料 一般	1人につき1泊	<u>930円</u>	
	高等学校生徒	<u>570円</u>		高等学校生徒	1人につき1泊	<u>520円</u>
	中学校生徒	<u>480円</u>		中学校生徒	1人につき1泊	<u>440円</u>
	小学校児童以下	<u>370円</u>		小学校児童以下	1人につき1泊	<u>340円</u>
	宿泊施設を研修に利用する場合の使用料	1室につき1時間当たり 8時間を超える場合は、1室につき <u>1,200円</u> とする。		<u>150円</u>	宿泊施設を研修に利用する場合の使用料	1室につき1時間当たり 8時間を超える場合は、1室につき <u>1,120円</u> とする。
ホール使用料	9時から17時までの間1室につき1時間当たり	<u>500円</u>	ホール使用料	9時から17時までの間1室につき1時間当たり	<u>460円</u>	
	17時から21時までの間1室につき1時間当たり	<u>630円</u>		17時から21時までの間1室につき1時間当たり	<u>580円</u>	
附属施設及び設備の使用料 天体望遠鏡 一般	1人につき1回	<u>330円</u>	附属施設及び設備の使用料 天体望遠鏡 一般	1人につき1回	<u>300円</u>	
	高等学校生徒、中学校生	<u>220円</u>		高等学校生徒、中学校生	1人につき1回	<u>200円</u>

徒及び小学校児童以下 キャンプ用寝具		
一般	一式につき1泊	<u>370円</u>
高等学校生徒、中学校生	一式につき1泊	<u>240円</u>
徒及び小学校児童以下 キャンプ用炊事用具	一式につき食事1回	<u>250円</u>
ホール附設炊事設備	一式につき1日	<u>1,020円</u>
冷房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>670円</u>
第1研修室	1時間当たり	<u>220円</u>
第2研修室	1時間当たり	<u>220円</u>
第3研修室	1時間当たり	<u>220円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>260円</u>
宿泊施設を研修に利用する 場合	1室につき1時間当たり	<u>220円</u>
暖房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>620円</u>
第1研修室	1時間当たり	<u>220円</u>
第2研修室	1時間当たり	<u>220円</u>
第3研修室	1時間当たり	<u>220円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>70円</u>
宿泊施設を研修に利用する 場合	1室につき1時間当たり	<u>220円</u>

備考
略

徒及び小学校児童以下 キャンプ用寝具		
一般	一式につき1泊	<u>340円</u>
高等学校生徒、中学校生	一式につき1泊	<u>220円</u>
徒及び小学校児童以下 キャンプ用炊事用具	一式につき食事1回	<u>230円</u>
ホール附設炊事設備	一式につき1日	<u>930円</u>
冷房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>610円</u>
第1研修室	1時間当たり	<u>200円</u>
第2研修室	1時間当たり	<u>200円</u>
第3研修室	1時間当たり	<u>200円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>240円</u>
宿泊施設を研修に利用する 場合	1室につき1時間当たり	<u>200円</u>
暖房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>570円</u>
第1研修室	1時間当たり	<u>200円</u>
第2研修室	1時間当たり	<u>200円</u>
第3研修室	1時間当たり	<u>200円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>60円</u>
宿泊施設を研修に利用する 場合	1室につき1時間当たり	<u>200円</u>

備考
略

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。